論　　説

近年におけるインド特許規則改正
－実務への影響と考察－

バパット・ヴィニット*，中辻　史郎**

1．前　言

インドは，1995年のWTO加盟に伴って，2002年及び2005年の二度に亘りインド特許法を大きく改正した。また，2002年のインド特許法の改正に応じて2003年にインド特許規則を改正するとともに，2005年のインド特許法の改正に応じて2005年にインド特許規則を改正した。このようにして，2005年までのインド特許法改正及び2003年のインド特許規則が，現在のインド特許制度のベースとなっている。

しかしながら，2005年までのインド特許法改正及びインド特許規則の改正によって，万全な特許制度を構築できたわけではない。このため，インド知的財産局（以下，「特許庁」という。）は，2006年，2012年，2013年，2014年，2016年にインド特許規則を改正した。ただし，インドでは，法改正を行う際のハードルがとても高いため，2006年以降はインド特許法を改正せず，インド特許規則のみを改正している。

このような実情を鑑みると，現行のインド特許制度を的確に把握しようとする場合に，単に2016年のインド特許規則の改正のみに着目するのは妥当ではない。言い換えると，2003年のインド特許規則以降，どのようにインド特許規則が改正されてきたのかを体系的に理解することが望まれる。

ここで，著者等が知る限り，2003年以降のインド特許規則の改正を体系的に整理した文献等が存在せず，またインド特許規則の改正が特許実務に与える影響に言及した文献等も存在していないと認識している。

そこで，本稿では，旧規則において主要制度がどのように改正されてきたのかを体系的に解説し，併せて特許実務に与える影響について言及することとする。

2．インドにおける特許法及び特許規則改正の過程

インド特許法1970年（以下，単に「特許法」という。）第159条(1)項によると，中央政府は官報における通知により，特許法の目的を達成するための規則を制定することができる。具体的に，中央政府は，特許法第159条(2)項にリストされている事項の全部又は一部について規定する規則を制定することができる。また，特許法第159条(3)項によると，規則を制定する場合，先に公示しなければならない。しかしながら，中央政府が先の公示の条件を遵守することを現実に不可能にさせる状況が存在すると認めるときは，この遵守を免除することができる（特許法第159条(3)項の但し書き）。また，特許法第160条によると，制定後の各規則はできる限り速やかに開会中の議会の各院に提出し，総計30日の期間審議を受けなければならない。

特許法や規則の改正が行われた場合に，その内容がインド政府官報[1]で公示される。

現在，インドの特許規則は2003年に制定された規則「インド特許規則2003年」[2]をベースにしている。インドでは特許法や規則の改正が行わ

* インド国登録特許・意匠弁理士，株式会社サンガムIP
** 日本国弁理士，中辻特許事務所

れた場合に，改正の内容だけが公示され，改正の内容を含む特許法や規則の全文は公示されない。例えば，改正の内容，××規則を削除，○○規則を挿入，○△規則を以下の△○規則で置き換え，○○規則中の▽▽を△△で置き換え，のように公開される。そのため，ある年の規則改正を見ても，途中の規則改正を含めてインド特許規則2003年まで追わない限り，その内容を的確に把握することは困難である。

インドの特許規則に関する近年の改正は下記の通りである。

なお，現行の特許法および規則は特許庁のホームページ[12]から入手できる。[13]

3．特許規則の改正及び実務への影響

(1) 拒絶理由解消期間の導入

2005年改正により，2002年改正で導入された応答期間[14]はなくなり，出願を許可できる状態にしなければならない期間（拒絶理由解消期間）が，「最初の審査報告書（First Examination Report: FER）の発行の日から6か月」と規定された（特許法21条，規則24(4)(i)）。著者等が過去に接した日本の弁理士及び知的財産担当者の多くは，この拒絶理由解消期間を慣習的に「アクセプタンス期間[15]」と呼称すること多い[16]が，この拒絶理由解消期間をアクセプタンス期間と同一視すべきではない。

この拒絶理由解消期間は，あくまでも出願人が拒絶理由を解消しなければならない期間であり，すでに廃止された改正前のアクセプタンス期間とは本質的に異なるからである。なお，改正前に存在したアクセプタンス期間とは，拒絶理由が全て解消された状態にされた後の期間である。インドの現地弁護士・弁理士に対して，この拒絶理由解消期間を企図して「アクセプタンス期間」と伝えてもその意図は通じない。

このように，2003年規則で定められた「4か月」の応答期間が，2005年規則改正により「6か月」の拒絶理由解消期間とされた（規則24B(4)(i)）。2005年規則改正により拒絶理由解消期間の延長が規定されたが，自然災害など出願人がどうする

2002年6月25日	インド特許法2002年改正施行[3] （以下，2002年改正という。）
2003年5月2日	インド特許規則2003年施行[4] （以下，2003年規則という。）
2005年4月4日	インド特許法2005年改正施行[5] （以下，2005年改正という。）
2005年1月1日	インド特許規則2005年改正施行[6] （以下，2005年規則改正という。）
2006年5月5日	インド特許規則2006年改正施行[7] （以下，2006年規則改正という。）
2012年9月25日	インド特許規則2012年改正施行[8] （以下，2012年規則改正という。）
2013年4月23日	インド特許規則2013年改正施行[9] （以下，2013年規則改正という。）
2014年2月28日	インド特許規則2014年改正施行[10] （以下，2014年規則改正という。）
2016年5月16日	インド特許規則2016年改正施行[11] （以下，2016年規則改正という。）

こともできない事情がある場合に限定されていた（規則 24B(4)(ii)）。2006 年規則改正において，この拒絶理由解消期間が「最初の審査報告書の発行日から 12 か月」と変更され（規則 24B(4)），拒絶理由解消期間の延長の規定が削除された。その後，2016 年規則改正において，この拒絶理由解消期間が「最初の審査報告書の発行日から 6 か月」とさらに変更される（規則 24B(5)）とともに，出願人の請求に応じて拒絶理由解消期間が延長できる旨が規定された（規則 24B(6)）。

2016 年規則改正時の実情を述べると，拒絶理由解消期間を 12 か月から 6 か月に短縮する規則改正案に対しては，「短すぎる」との反対意見が多数を占めたが，蓋を開けてみると，特許庁は，登録に至るまでの期間短縮等の観点を優先して 6 か月に短縮した。

インドの特許実務を考えるうえで，かかる「拒絶理由解消期間」は極めて重要である。日本では，拒絶結果が通知された日から指定期間内に補正を行うことができ，再度の拒絶結果が通知された場合にも，同様に再度の拒絶結果が通知された日から指定期間内に補正を行うことができる。つまり，出願人に拒絶結果が通知される度に補正の機会が与えられ，何度も拒絶結果が通知されたならば，場合によっては数年に亘って補正ができることになる。言い換えると，インドの拒絶理由解消期間に対応するタイムリミットは設けられておらず，シフト補正を禁止する内容的な制限によって対応している。

これに対して，インドでは，「最初の審査報告書の発行日から 6 か月」の間しか補正の機会が与えられず，この 6 か月の応答期間を経過すると出願人が補正や応答できる機会が強制的に奪われる。そのため，出願人にとって「拒絶理由解消期間」の持つ意味は大きい。

現実問題として，最初の審査報告書が発行された場合に，その審査報告書の内容を受領した出願人が最初の審査報告書の内容を把握し，応答する方針を決めて意見書・補正書を提出するまでには数か月程度を要する。そして，審査官が意見書・補正書を参照して再度の審査報告書を発行するまでには，早くとも半年程度が必要となる。このため，2016 年規則改正前の「12 か月」の期間が設けられていたケースでさえ，最初の審査報告書以外にもう一度の審査報告書が発行されれば良い方であった。もちろん，最初の審査報告書以外に審査報告書が発行されない事例も多かった。

このような状況であるにも関わらず，この拒絶理由解消期間が 6 カ月に短縮されてしまうと，長官が最初の審査報告書のみしか通知しない可能性が高まってしまい，出願人が補正するチャンスは 1 回のみとなってしまう。ただし，拒絶理由解消期間内にヒアリングを申請すれば，このヒアリングにおいて補正を行う機会は与えられる。

以上のように，インド特許制度においては，かかる拒絶理由解消期間が極めて重要となるため，この応答期間について検討のうえにも検討が重ねられ，6 か月⇒ 12 か月⇒ 6 か月と規則改正されてきた経緯がある。ここで，2006 年から 10 年後の 2016 年規則改正において，拒絶理由解消期間が 12 か月から 6 か月に短縮された事実及び経緯を考慮すると，今後この期間が伸ばされる可能性は低いと予想される。

この点を考慮すると，インド特許出願を補正する場合には，「拒絶理由解消期間内に補正できるチャンスは一度しかなく，この補正で権利化できない場合にはヒアリングで権利化する」というスタンスで望む必要がある。言い換えると，出願人が日本特許出願を補正する場合のように，「とりあえず拒絶理由を解消する補正を行って審査官の反応を見る」という対応では不十分である。なお，かかるヒアリングの実施は長官の義務ではないため，出願人からヒアリングの申請がない場合にはヒアリングは行われないこともあり得る。審査報告書に応答する際にヒアリングを申請することがインドでは実務になっているが，忘れる現地代理人もいるので，ヒアリングの申請が行われたか否かを日本側でも確認することが重要である。また，インドでは，拒絶理由解消期間内に審査官と面接する面接審査のような制度は存在せず，拒絶理由解消期間経過後のヒアリングのみが認められている点にも注意を要する。

(2) 早期審査制度の導入

2002年改正前は，全ての特許出願が審査されていた。2002年改正により「出願審査請求制度」が採用され，日本と同様に出願審査請求がなされた特許出願のみが審査されることになった（特許法第11B条）。なお，出願審査請求できる期間は特に設定されていなかった。つまり，「出願審査請求していない」出願は，いつまでも特許庁に係属する結果となり，特許出願が溜まる一方であった。このため，2002年改正前のような全件審査と異なり，審査請求されない出願は審査されず，審査官の審査負担が一定量軽減された。

2005年改正前は，審査請求できる期間は特に設定されていなかった。審査請求ができる期間は，2006年規則改正で「出願公開後であって，出願日又は優先日の何れか先の日から36か月以内」と規定された。すなわち，2006年規則改正により審査請求は出願公開後にのみ可能であった。2006年規則改正により「出願日又は優先日の何れか先の日から48か月」と改正された（規則24B(1)(i)）。すなわち，2006年改正により審査請求は出願公開前，例えば，出願時にできるようになった。インドでは，審査請求の期限を徒過した場合，救済措置は設けられていない。インド代理人が審査請求の期限を徒過した例が報告されており[17]，審査請求の期限管理はインド代理人に任せるのではなく日本側でも行うことが重要である。

1995年にWTOに加盟した後，2000年以降のインド特許出願件数の累増に伴って審査遅延の問題が顕在化してきた。このため，2016年規則改正により「早期審査制度」が導入された（規則24C）。

具体的には，「(条件1) インドが国際調査機関（ISA）または国際予備審査機関（IPEA）として指定されていること」又は「(条件2) 出願人がスタート・アップ企業であること」を条件として，早期審査請求を行うことができる。なお，「スタート・アップ企業」の定義が2016年規則改正で追加された（規則2(fb)）。

日本の各企業は，インドでの審査遅れを問題視しているため，できれば早期審査制度を活用したいというニーズが強い。しかしながら，PCT規則19.1によれば，出願人が居住者又は国民である国内官庁又は国際事務局が管轄受理官庁となると規定されており，日本の企業がインド特許庁にPCT出願を行うことができないため，その結果としてインド特許庁を国際調査機関として指定することはできない。現時点では，官民連携型の審査能力向上プログラムにより，日本特許庁を受理官庁としたPCT出願（英語）の国際調査機関として「シンガポール知的財産庁」を選択することはできるが，インド特許庁を国際調査機関として選択することはできない。また，国際事務局を受理官庁としたPCT出願を行った場合にも，PCT規則35.3，59.1(b)により，出願人が居住者又は国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に出願したならば管轄したであろう機関と同じになる。このため，原則としては，日本の企業が上記の条件1を満たすことは難しい。

また，日本の企業で，上記の条件2を満たし得る企業も存在するであろうが，その数は一部に限られる。これらのことから，原則としては，日本の企業が早期審査制度を活用できるケースは著しく限定され，日本の多くの企業は，早期審査請求制度を活用することは難しい。

しかしながら，日本の企業がインド特許庁にPCT出願を行う可能性がゼロであるかというと，必ずしもそうではない。ここでは，その詳細な説明を省略するが，早期権利化を図りたいとのニーズが強い場合には，インド現地法人を出願人にしてインド特許庁にPCT出願を行うケースを検討して貰いたい。

なお，インドには，2005年規則改正で設けられた「促進審査制度」と呼ばれる制度が存在し，この促進審査制度を早期審査制度と誤解して捉える方が散見されるため，注意を要する。促進審査制度とは，国際出願をインドに移行する場合に，移行期間（優先日から31か月）の満了を待って審査が開始されていた点を改め，移行期間の満了を待たずに審査が開始される制度である（規則

20(2)，規則 20(4))。ただし，インド出願は審査請求した順番で審査され，現在，インドでは審査が遅れており，インド出願の審査の順番が移行期間の満了前にくることはないので，現在この制度はほとんど意味を持たない。

(3) 早期公開制度の導入

2002 年改正前は，日本とは異なり出願公開制度が存在しなかった。すなわち，「出願がアクセプトされる状態」とされた旨がインド政府官報に掲載されるまで願書や明細書は公開されることはなかったが，2002 年改正により「出願公開制度」が導入された。インドの出願公開制度は日本と同様の制度であるが，PCT 出願がインドに国内移行された場合に，この PCT 出願がすでに国際公開されていたとしても，国内移行後にあらためて出願公開される点で異なる。このインドにおける出願公開日から付与前異議申立を行うことができる。

2005 年規則改正において，出願日又は優先日の何れか先の日から 18 か月を非公開期間とする旨が規定されるとともに（規則 24），同規則改正により 18 か月前に公開する早期出願公開制度が設けられた（規則 24A）。

また，2006 年規則改正において，非公開期間が満了になった日から 1 か月以内に出願を公開すると規定され（規則 24，但し書き），早期出願公開の申請がされた場合，申請された日から 1 か月以内に出願を公開すると規定された。

また，インドでは，出願をいつでも取り下げることができるが（規則 26），出願公開の見込みの日の 3 か月前の日までに出願を取り下げた場合には，その出願が公開されない旨が規定されていた（規則 26(2)）。2005 年規則改正において，この規則 26(2) が削除されたが，同じ内容の規定が特許法第 11 A 条 (3)(c) にあるため，出願公開の見込みの日の 3 か月前の日までに出願を取り下げた場合には，その出願が公開されない。また，2016 年規則改正により，出願の取下に伴う手数料（8,000 ルピー）が無料とされた。また，2016 年規則改正により，審査請求が行われた出願で審査開始前に出願取下を請求した場合，納付した審査請求手数料の 90％が払い戻されるという制度が盛り込まれた（規則 7(4A)）。出願を取り下げやすくなり，審査の遅延の解消につながる。しかしながら，審査請求手数料の払い戻しがどのようにいつ（申請から何日，キャッシュか銀行振り込みか）行われるかについてのガイドラインがない。また，特許庁からの審査請求手数料の払い戻しに手数料（例えば，銀行手数料）などが発生するか否かが明確にされていない。なお，出願取下の請求に手数料はないが，代理人費用が発生すると思われる。実務が確定するまで数か月かかると思われる。

インドにおいて，「日本と同様に必ず出願公開されるはず」との認識を持つと危険である。本来，出願日又は優先日の何れか先の日から 18 か月を経過すると，法上は必ず出願公開されるはずであるが，特許庁内の手続き上のミス等が原因で実際に出願公開されない出願が存在する。このため，自社の特許出願が出願公開されたか否かはキチンと確認する必要がある。特許庁から出願公開の通知を送る制度がないため，出願人サイドで公開された事実を確認するか，現地代理人に確認させる必要がある。

特に，特許出願が出願公開されると，日本と同様に補償金請求権が発生することになるが，インドの補償金請求権は「警告」が要件とされておらず（特許法第 11A 条 (7)），日本の補償金請求権よりも使いやすい権利である。審査遅延の問題が顕在化しているなか，出願公開は大変重要であり，早期に出願公開する早期公開制度を利用する意味は大きい。

(4) 外国出願に関する情報及び誓約書

インドでは，インドにした特許出願に含まれている発明と同一若しくは実質的に同一の発明を外国に出願している場合，出願人は，長官に，その外国出願のステータス情報と誓約書（特許法第 8 条 (1) 項）と特許性に関する情報（特許法第 8 条 (2) 項）を，出願時にまたは出願日から所定期間内に，提出しなければならない。

2005年規則改正前は，特許法第8条(1)項に基づく誓約書（様式3）を提出する期限が曖昧だったが，2005年規則改正により，その期限は「インド出願日から3か月」と明確に規定された。その後，2006年規則改正により，その期限が「インド出願日から6か月」と規定された。

また，2006年規則改正により，特許法第8条(1)項に基づくステータス情報（様式3）を提出する期限についても，「インド出願日から6か月」と規定された。さらに，特許性に関する情報を提出する期限についても，「長官の通知の日から6か月」と規定された（規則12）。

(5) 外国出願許可制度

インドでは，インドに居住しているものが発明し，その発明をインド国外で特許出願をする場合には下記の2つの方法のうちいずれかを用いることができると規定されている（特許法第39条）。(1) 先にインドに特許出願し，6週間後にインド国外に特許出願をする，(2) インド国外で特許出願をする許可を長官から取得する。

2005年規則改正前は，(2) の許可のための請求はコルカタ本庁で行うことになっていたが，2005年規則改正により，(2) の許可の請求はデリー，ムンバイ，チェンナイ支部でもできるようになった。2005年改正によって，本庁に集中していた機能が分散され，支庁も本庁と同じ機能を持つようになった。

また，2005年規則改正前は，(2) のインド国外で特許出願をする許可の請求の請求があった場合，長官がその請求を通常当該請求提出の日から3か月以内に処理することが規定された（規則71(2)）。その後，2006年規則改正により，インド国外で特許出願をする許可の請求を受けた場合，長官がその請求を通常当該請求提出の日から21日以内に処理することが規定された（規則71）。

なお，発明がインドの防衛に係るものや原子力技術に係るものであると長官が判断した場合，この許可の申請は却下される。

(6) 知的財産審判委員会

インドでは，商標に関する特許庁の指示，指令，判断に対する不服申立は知的財産審判委員会の管轄であった。2005年改正で，特許に関する特許庁の指示，指令，判断に対する不服申立並びに特許の無効化が知的財産審判委員会18の管轄とされた。それまでは，特許に関する特許庁の指示，指令，判断に対する不服申立並びに特許の無効化は高等裁判所の管轄であった。本改正により，本規則中の「裁判所」は「知的財産審判委員会および裁判所」に置換された（規則79）。

なお，意匠に関する特許庁の指示，指令，判断に対する不服申立などの管轄は今でも高等裁判所である。

知的財産審判委員会はチェンナイに本部が置かれ，必要に応じて，非定期的にコルカタ，デリー，ムンバイに巡回し，不服申立を審議する。

特許に関する特許庁の指示，指令，判断に対する不服申立は，特許庁の指示，指令，判断の日から3か月以内に行わなければならないと規定された（規則79）。例えば，長官による拒絶査定の指示に対して不服申立を行う場合，現地代理人から拒絶査定の連絡を受け，日本側で不服申立を行うと決定し，書面で不服申立を行うことになるので，3か月は大変短い期間である。そこで，ヒアリングの結果が拒絶査定になった場合，不服申立を行うか否かを，長官による拒絶査定の指示が発行される前に判断しておくことが考えられる。

(7) 特許代理人[19] 登録制度

インドには1970年特許法が制定されたときから特許代理人登録制度があった[20]。特許庁は特許代理人を登録した特許代理人登録簿を管理する（特許法第125条）。特許代理人登録簿は特許庁のホームページで公開されている。

2002年改正前は，インドで弁護士として登録している者は特許代理人として登録することができた。すなわち，弁護士は特許代理人試験を合格する必要はなかった。2002年改正後は，理工系の学位を有する弁護士のみが，特許代理人試験を合格することなく，特許代理人として登録できた。

その後，2005年改正後より，理工系の学位を有する弁護士であっても，特許代理人試験を合格することが必要になった。

(8) 管轄庁について

インドではコルカタ，デリー，ムンバイ，チェンナイの4か所に特許庁がある。管轄庁は，第一発明者（出願人が発明者ではない場合，第一出願人）のインドにおける住所，第一発明者（出願人が発明者ではない場合，第一出願人）がインド居住者ではない場合，第一発明者の現地代理人の住所により決まる（規則4(1)）。また，一度決まった管轄庁は，通常変更できない（規則4(2)）。例えば，発明者の住所に変更が生じても，管轄庁は出願当時のままとなる。

しかしながら，4か所の特許庁の出願件数や在籍審査官の数が異なるため，特許庁によっては審査の進み具合に差が生じている[21)]。

このような実態を解消するために，2013年規則改正により，特許庁の都合で管轄庁を変更できると規定された（規則4(3)）。例えば，審査が遅れている特許庁から審査が進んでいる特許庁に案件を移管することにより審査の進み具合を平均化することが可能になる。特許庁の都合で管轄庁が変更されても，分割出願は出願当初の管轄庁に出願しなければならないと規定された（規則4(4)）。

著者は「4つの特許庁のうちどの特許庁がお奨めか」としばしば聞かれる。確かに「4つの特許庁全てが，全ての技術の特許出願を受理し，審査をする」ため、どの特許庁に出願すべきかに疑問が生ずるのは理解できる。しかしながら、結論から述べると、4つの特許庁のうちどの特許庁に出願すべきかに拘る必要はない。その理由は、2013年規則改正により，特許庁間での案件の移管が可能になり，審査の遅れが平均化されると予想されるからである。実際に、最近の拒絶理由通知の状況を見ても、ある特許庁に出願された案件が、別の特許庁の特許管理官によって審査されている点が明らかになっている。このため、4つの特許庁での審査遅延のバラツキの問題が特許庁選びの要因とはならない。また、各特許庁の登録率や拒絶査定率は現在公開されていないため、4つの特許庁間の登録されやすさの違いが現時点で不明であり、この点についても特許庁選びの要因とはならない。これらのことから、4つの特許庁のうちどの特許庁がよいかを気にされる必要はないと考える。

(9) 願書や明細書などの内容，補正，書式，提出時期

インドでは，発明が生物学的素材を利用している場合で，その生物学的素材が公衆の手に入らない場合，ブダペスト条約に基づいて国際寄託当局に寄託し，その寄託について明細書の中に言及する必要がある（特許法第10条(4)(d)(ii)(A)項）。2005年改正により，生物学的素材を寄託してから3か月以内に明細書の中に言及しなければならないと規定された（規則13(8)）。本改正前は，特に期限は定められていなかった。

特許の付与後にも願書や完全明細書又はそれらに関する書類の補正が可能である（特許法第57条(1)，規則81(1)）。2005年規則改正前は，特許の付与後にこれらの書類を補正する申請があった場合で，提案された補正の内容が本質的である場合，その申請は，インド政府官報で公告しなければならないと規定されていた。また，特許の付与後にも願書や完全明細書又はそれらに関する書類の補正が認められた場合，その補正もまたインド政府官報で公告しなければならないと規定されていた。2005年改正後は，その補正の申請や補正の内容は，特許庁発行のジャーナルで公告することになった。インド政府官報での公告はハードルが高く，時間もかかるため，このような改正が行われたと考えられる。

2013年規則改正により，明細書など，特許庁に提出する書類中の文字の高さが0.28センチ（12pt）と規定され（規則9(1)(a)），紙の質はフレキシブルで，丈夫で，白色で，でこぼこがなく，光沢がなく，かつ耐久性のあるものと規定され（規則9(1)(b)），特許庁に提出する書類の下中央にアラビア数字による連続したページ番号を挿入しなければならないと規定され（規則9(1)(c)），明細

書（請求項のページを含む）など，特許庁に提出する書類の左余白に5行ごとに行番号を挿入しなければならないと規定された（規則9(1)(d)）。

また，2013年規則改正により，ヌクレオチドやアミノ酸の配列表を特許庁に提出する場合，出願と同時に電子記録媒体などに保存したテキスト形式のファイルで提出すればよく，紙媒体で提出する必要はないと規定された（規則9(3)）。改正前，配列表の提出方法に関する規定はなかった。配列表は数十ページになることも珍しくなく，紙媒体で提出する必要がなくなったため，明細書のページ数が減り，出願料金がそれまでより安くなった。

現在，国際出願をインド国内移行する際には，WIPOで公開された明細書及び補正（19条や34条）と同じ内容での移行のみが認められており，移行時にその他の補正は認められていない[22]。その他の補正を行う場合，インド移行後に，自発補正を申請することになる。2016年規則改正により，インドへ国内移行する際に請求項の削除が可能になった（規則20）。これにより，請求項の数を減らすことで費用を抑えることができる。なお，請求項の削除以外，明細書の補正は認められない。

また，2016年本規則改正により，請求項において各構成要件の後に括弧付参照番号を挿入する規定が設けられた（規則13(4)）。しかしながら，国際出願をインド国内移行する際に，請求項へ参照番号を挿入すべきかについては明確ではない。

また，2016年規則改正により，要約書に発明の属する技術分野，既存の知識と比較した場合の本発明の技術的進歩，発明の主な用途を記載する規定が設けられた（規則13(7)(b)）。改正前は，既存の知識と比較した場合の本発明の技術的進歩を記載することが要求されていなかった。2016年規則改正後は，要約書に記載すべき内容が増えたが，要約書のワード数は150ワードに限定されている（規則13(7)(c)）。

さらに，2016年規則改正により，明細書や図面を補正する場合，marked up copyを提出する規定が設けられた（規則14(2)）。

なお，出願後に行った補正により，請求項が増えた場合，補正後の請求項数と補正前の請求項数の差に基づいて手数料を納付する必要がある。同様に，ページが増えた場合にも補正後のページ数と補正前のページ数の差に基づいて手数料を納付する必要がある。この差額を納付する場合，2016年規則改正で新たに用意された様式30（FORM 30）を用いることができる。

また，2016年規則改正により，委任状は「出願から3か月以内」に提出しなければならないという規定が設けられた（規則135(1)）。2016年規則改正前は，このような期間は特に設定されていなかった。

（10）出願人の区分の追加

2014年規則改正の草案において実質的な料金値上げが盛り込まれていたため，特許庁には中小規模事業体への料金値上げに対する否定的な意見が多く寄せられた。これらの批判に対し，特許庁は，料金の差別化を目的として，2014年規則改正で，「小規模事業体」という新たな出願人の区分を設定した（規則2(da)）。改正前は，出願人の区分として「自然人」と「自然人以外」の2つの区分のみであった。本改正により，「自然人以外」は「小規模事業体」を含むという定義が挿入された。これにより，出願人の区分が「自然人」，「小規模事業体」，「小規模事業体以外」の3区分となった。そして，「小規模事業体」には，「小規模事業体以外」よりも安い手数料が設定された。

また，2016年規則改正により，スタート・アップ企業（startup）という新たな出願人の区分が設定された（規則2(fb)）。スタート・アップ企業に対する手数料は「自然人」と同額に設定された。

スタート・アップ企業として認められるためには，「創立してから5年未満であること」，「一年度の売上高が2億5,000万インドルピー（約4億円）を超えていないこと」，「技術革新，開発，展開に向けて取り組んでいるまたは知的財産や技術を駆使した新製品，プロセス又はサービスを商品化していること」の全ての条件を満たす必要がある。また，「企業」はインド会社法で定義されている条件を満たす必要がある（規則2(fb) 説明2）。

(11) 手数料

2014年規則改正により，特許庁の手数料がそれまでの2倍に増額された（第1附則（規則7参照））。また，2014年規則改正により，紙媒体による出願を行った場合や書類を提出した場合，基本手数料に，基本手数料の10%の手数料が追加されるという規定が設けられた（規則7(1)）。

2014年規則改正前は，オンラインによる出願や書類の提出にインセンティブがなかったため，オンライン化が進まなかった。2014年規則改正により，オンライン化が進み，現在ほとんどの出願や書類の提出はオンラインで行われるようになった。

(12) ヒアリング（聴聞）

インドではあらゆる場面で管理官（長官）とヒアリングができる（特許法80条）。なお，インドでは審査官との面接は認められていない。ヒアリングには担当の管理官が出席し，審査官の同席の有無は管理官の裁量に委ねられている。

2016年規則改正により，テレビ会議，電話会議などによりヒアリングが可能になった（規則28(6)）。改正前，ヒアリングは特許庁内で行われていた。改正後，遠方からのヒアリングが可能になったため，出張費や宿泊費などの代理人費用を抑える効果が期待できる。

また，2016年規則改正で，ヒアリングの日から15日以内に応答書（意見書，補正書）を提出しなければならないという規定が設けられた（規則28(7)）。改正前は，応答書の提出時期は管理官の裁量に委ねられていた。しかしながら，特許法第3条(d)の拒絶があった場合に，効能の増大を立証する実験データを収集したり，公証した書類などの原本を提出したりする場合，ヒアリングの日から15日以内に提出することは困難である。

同時に，2016年規則改正で，ヒアリングの日を2回までのみ変更できる規定が設けられた（規則129A）。延長の際には，ヒアリングの日の少なくとも3日前までに申請する必要があり，ヒアリングの日を変更する場合手数料が発生する。改正前は，ヒアリングの延長について回数の制限や費用の発生はなかった。

4．まとめ

上述してきたように，本稿では，インド特許規則がどのように改正されてきたかを体系的に解説するとともに，各改正が特許実務に与える影響について言及した。著者達は，2002年以降のインド特許法及びインド特許規則の度重なる改正により，ようやく主要な制度に関する改正が終わり，しばらくの間は主要な制度に関する特許規則改正は行われないであろうと推察している。

なお，本稿にてその一端を示したが，インド特許実務を考えるうえで，日米欧等の特許実務と異なる留意点が多々存在するのが実情である。本稿では，インド特有の特許実務の一例を紹介する程度に止まったが，インド特許実務に携わる日本の弁理士及び日本企業担当者が，インド特許性の特有の留意点を十分に把握され，適正な対応を取られることを期待している。

(注)

1) Gazette of India: http://egazette.nic.in/
2) http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=304639
3) 2002年のインド特許法の改正内容及び2003年のインド特許規則の改正では，主に，「出願審査請求制度の導入」，「出願公開制度の導入」及び「応答期間の導入」について改正された。
4) 草案が2002年9月2日付のインド政府官報に掲載され，2002年10月3日に公開された。本草案に対して特許法第159条(3)項に従いパブリックコメントが募集され，その提出期間は公開日（2002年10月3日）から30日と設定された。2003年規則改正は，パブリックコメントを検討したうえで，2003年5月2日から適用された。http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=304639
5) 2005年のインド特許法特許規則の改正では，主に，「アクセプタンス制度の廃止」，「異議申立制度の改正」，「拒絶理由解消期間の導入」について改正された。
6) 2004年12月28日付のインド政府官報に掲載され，2005年1月1日に公開されたと同時にその日から適用された。なお，当該改正は，特許法第159

条(3)項の但し書きにある例外に基づき，制定する前に公示されなかったが，中央政府は，先の公示はなぜ不可能であったかについて説明していない。http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=128115

7) 草案が2005年12月30日付のインド政府官報に掲載され，2006年1月2日に公開された。本草案に対して特許法第159条(3)項に従いパブリックコメントが募集され，その提出期間は公開日（2006年1月2日）から1か月と設定された。2006年規則改正は，パブリックコメントを検討した上で2006年5月5日から施行された。http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_14_1_patent-rules-2006.pdf

8) 草案が2012年7月16日にインド政府官報に掲載され，同日に公開された。本草案に対して特許法第159条(3)項に従いパブリックコメントが募集され，その提出期間は公開日（2012年7月16日）から15日と設定された。パブリックコメントがなかったため，2012年規則改正は，草案と同じ内容で，2012年9月25日から適用された。http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=304620

9) 草案が2013年1月17日にインド政府官報に掲載され，同日に公開された。本草案に対して特許法第159条(3)項に従いパブリックコメントが募集され，その提出期間は公開日（2013年1月17日）から15日と設定された。パブリックコメントがなかったため，2013年規則改正は，草案と同じ内容で，2013年4月23日から適用された。http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=304833

10) 草案が2013年5月6日にインド政府官報に掲載され，2013年6月12日に公開された。本草案に対して特許法第159条(3)項に従いパブリックコメントが募集され，その提出期間は公開日（2013年6月12日）から45日と設定された。2014年規則改正は，パブリックコメントを検討したうえで，2014年2月28日から適用された。http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=328571

11) 特許規則2014年を改正するもので，その草案が2015年10月26日にインド政府官報に掲載され，同日に公開された。本草案に対して特許法第159条(3)項に従いパブリックコメントが募集され，その提出期間は公開日（2015年10月26日）から30日と設定された。その後，2015年11月30日の長官による通知（http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/50_1_15-press-release-30nov2015.pdf）により，この提出期間が12月11日まで延長された。2015年12月8日，本草案の内容を検討するために，ムンバイ特許庁で特許庁側と外部利害関係者のミーティング（意見交換会）が行われた。外部利害関係者として多くの弁理士，弁護士が出席した。ミーティングでは意見交換が行われ，その内容に対して外部利害関係者が文書で見解を提出することになった。2016年規則改正は，パブリックコメントを検討したうえで，2016年5月16日から適用された。http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_42_1_Patent__Amendment_Rules_2016_16May2016.pdf

12) http://ipindia.nic.in/

13) インド特許庁のホームページにアクセスし，次頁の図1にあるように，「Resources」メニューの「Acts & Rules」をクリックするとその下の図2の画面が表示される。

ご所望の法や規則のリンクをクリックすることによってpdfまたはhtmlファイルを開くことができる。特許法及び特許規則は英語およびヒンディー語で公告される。

特許法及び規則の和訳は日本の特許庁のホームページの「外国産業財産権制度情報」（https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm）から入手できるが，最新のものではない。日本の特許庁のホームページにある規則の和訳は2006年規則改正までを含んでいる。

日本の特許庁による和訳の他に，「インド知的財産法－特許・意匠・商標・著作権法及び各規則の英日対照表付き－」（日本機械輸出組合，著者遠藤誠）にインド特許法及び規則の和訳がある。

14) 2002年改正前は，拒絶理由が全て解消された状態となるまでは，時期的・回数的な制限を受けることなく応答書（補正書を含む）を提出することができた。つまり，「応答書を提出していない」出願は，いつまでも特許庁に係属する結果となり，特許出願が溜まる一方であった。

2002年改正後は，最初の報告書（FER; First Examination Report）の発行日から4か月以内に，応答書を提出しなければならない旨が規定された（規則24(4)）。つまり，2002年改正により，応答書を提出する時期的制限が規定されたことになる。

15) 2005年改正前は，いわゆる「アクセプタンス制度」が採用されていたが，2005年改正によりアクセプタンス制度が廃止された。この「アクセプタンス制度」とは，拒絶理由が全て解消された状態（明細書がアクセプトされる状態）とされた旨がインド政府官報に掲載された日から所定の期間（4か月；この期間が「アクセプタンス期間」と呼ばれていた）内に利害関係人に認められる異議申立がされなかった場合に，特許権がグラントされる（付与される）制度である。2005年改正により，この

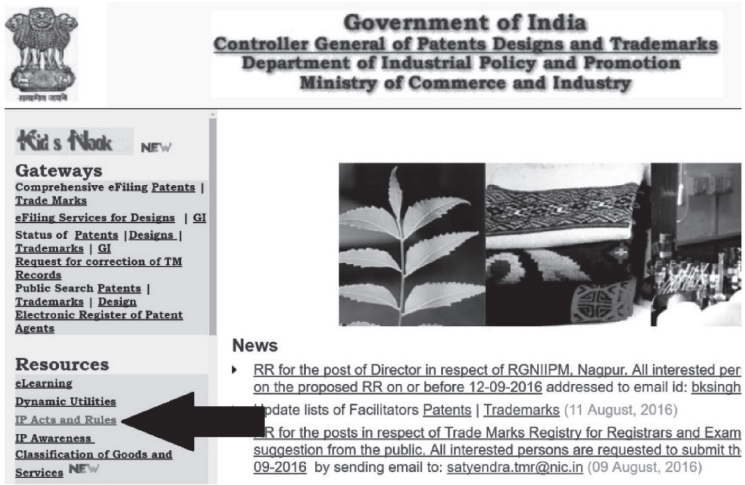

図 1

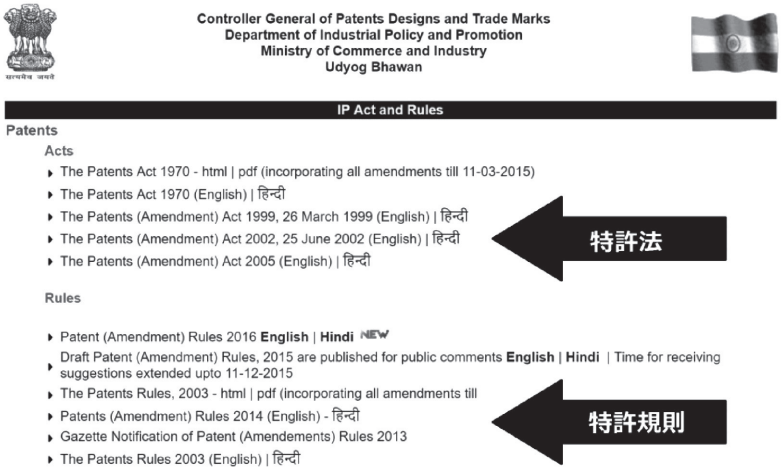

図 2

アクセプタンス期間そのものがなくなり，拒絶理由が全て解消された状態となったならば，特許権が付与される制度が採用された。

上述の通り，2005 年改正によりアクセプタンス制度が廃止されたため，アクセプタンス期間中に認められていた異議申立が改正された。2005 年改正により，拒絶理由が全て解消された状態となったならば特許権が付与されることとなったため，特許権が付与されてから 1 年間は，利害関係人に認められる付与後異議申立制度が採用された（特許法 25 条 (2)）。さらに，インドでの出願公開日から拒絶理由が全て解消された状態となるまでの間は，何人にも認められる付与前異議申立制度が導入された（特許法 25 条 (1)）。

その他の手続き上の応答期間は，次頁の表の通り。

16）http://knpt.com/contents/india/india2014.07.22.pdf

17）Nippon Steel Corporation v Union of India [W.P(C)801 of 2011], Delhi High Court

18）IPAB; Intellectual Property Appellate Board; http://www.ipabindia.in/

19）インドには 1970 年特許法が制定されたときから特許代理人試験があった (特許法第 126 条)。特許庁が特許代理人試験を実施する。2012 年規則改正前までは，特許代理人試験は，短答試験（Paper Ⅰ），論文試験（Paper Ⅱ），口述試験（viva voce）からなると規定されていた（規則 110）。また，短答試験は 100 点満点，論文試験は 100 点満点，口述試験は 100 点満点のうちそれぞれ 50% 以上，総計 60% を取得したときに限り，特許代理人試験に合格したものとするという規定があった（規則 110）。

2012 年規則改正により，口述試験は 50 点満点

番号	事　項	元出願	パリ条約に基づく出願	PCT国際出願に基づく国内移行出願	期限の延長など（期限を徒過する前に延長申請しなければならない）
1	出願種類の提出期限	—	優先日から12か月以内	優先日から31か月以内	不可
2	仮出願後の本出願	仮出願の出願日から12か月以内	—	—	不可
3	手数料納付	手数料納付した日に手続きが完了したと見なされる			不可
4	8条(1)の情報提供（様式3）	・出願時と出願日から6か月以内 ・新規ファミリー外国があった場合，その出願日から6か月以内			可
5	8条(2)の情報提供	管理官から要求があった日から6か月以内			可
6	出願権の証拠（様式1または譲渡証書）	出願日から6か月以内			可
7	真の発明者であることの宣誓書（様式5）	出願日から1か月以内			可
8	委任状	出願日から3か月以内			
9	優先権証明書（IB304）とその英訳，翻訳者宣誓書		出願時，不尊守の場合は管理官から要求があった日から3か月以内	移行期間が満了になる前，不尊守の場合は管理官から要求があった日から3か月以内	不可
10	通常審査請求	・優先日から48か月以内 ・分割出願であっては，親出願の優先日から48か月および分割出願の出願日から6か月のうち遅い日まで			不可
11	促進審査請求	—	—	優先日から31か月以内	不可
12	生物学的素材	生物学的素材の委託は出願日には完了している必要がある。生物学的素材を特定する情報を出願日から3か月以内に明細書に記載する必要がある			不可
13	最初の審査報告書（FER）に対する応答期間	FERの発行日が2016年5月16日より前の場合，FERの発行日から12か月以内			不可
		FERの発行日が2016年5月16日かそれ以降の場合，FERの発行日から6か月以内			可
14	更新料納付	特許簿記録日（Date of Recordal）から3か月以内			可
15	分割出願	最初の出願の係属中			不可
16	インド国内実施報告（様式27）	毎年年末日（12月31日）から3か月以内			規定なし
17	付与前異議申立	特許出願公開日から特許付与前まで			不可
18	付与後異議申立	特許付与の公告日から1年以内			不可
19	特許無効審判	特許付与後			
20	管理官の指示や指令に対する不服申立	管理官の指示や指令の発行日から3か月以内			不可
21	出願取下げ	特許付与まで			

に下げられた（規則 110）。

2011 年に行われた特許代理人試験で，短答試験と論文試験で高得点を取得したものの口述試験で不合格となってしまったある受験者が「口述試験は，面接官に多大な権限を与えており，憲法違反である」として高等裁判所に救済を求めた。これに対し，デリー高等裁判所は口述試験のウェイトを下げるよう判決を下したため本改正が行われた（Ms. Anvita Singh vs Union Of India & Another on 28 February, 2012）。口述試験は人の外観や人格を図るもので，特許庁がそのようなことをする必要はないというのが高等裁判所の考え方のようである。

20）http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201508/jpaapatent201508_079-087.pdf
21）http://knpt.com/contents/india/india2016.02.22.pdf
22）http://ipindia.nic.in/iponew/PublicNotice_PCT_02July2012.pdf（インド特許庁のホームページが新しくなった際にリンク切れ）

（原稿受領日　平成 28 年 8 月 29 日）